

【愛知運輸支局 輸送担当よりお知らせ】

「レンタカー事業者である証明書」様式が

令和4年2月1日より変わります

現行

愛知 レンタカー事業者である証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の許可を受け、愛知県内に事業所を有していることを証明する。

住 所	名古屋市中川区北江町一丁目1-2
氏名又は名称	愛知運輸支局

令和4年1月31日

中部運輸局愛知運輸支局長 

【証明書発行先】 中部運輸局愛知運輸支局輸送担当 TEL:052-351-5312

注意 1)この証明書は、愛知運輸支局管内においてレンタカーを登録する場合のみ有効です。
2)証明書の記載事項に変更があった場合、もしくは愛知県内において事業(営業所を含む)を廃止した場合は輸送担当あてに届出を行うこと。
3)登録窓口にてレンタカーの登録を行う際には、登録に必要な所定の書類に加えてこの証明書を提示(もしくは写しを添付)すること。
4)登録に必要な書類については、あらかじめ登録担当あてに確認すること。

主な変更点

支局長印の押印に代えて、支局確認印

(受付印及び担当者印)を押印します

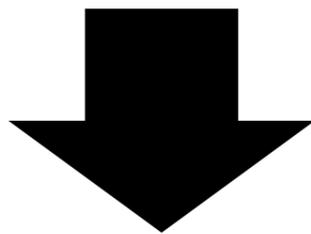
【その他の変更点】

- ・支局HPのQRコードを貼り付け
- ・注意書きを追記(マイクロバス、事業廃止)

<問い合わせ先>

愛知運輸支局輸送担当 レンタカー担当

電話:052-351-5312



変更後

現行の証明書は引き続き使用できます

令和4年2月1日以降に発行する証明書は全て変更後の様式となります

愛知 レンタカー事業者である証明書

下記の者は、道路運送法第80条第1項に基づく自家用自動車の貸渡し(レンタカー)の許可を受け、愛知県内に事業所を有していることを証明する。

住 所	名古屋市中川区北江町一丁目1-2
氏名又は名称	愛知運輸支局

令和4年2月1日

中部運輸局愛知運輸支局長

【証明書発行先】 中部運輸局愛知運輸支局輸送担当 TEL:052-351-5312  HP(届出書等)

注意 1)本証明書は、愛知運輸支局管内においてレンタカーを登録する場合のみ有効です。
2)登録窓口にてレンタカーの登録を行う際には、登録に必要な所定の書類に加えて本証明書を提示もしくは写しを添付して下さい。
3)マイクロバスの増車及び代替については、輸送担当へ届出し、事業用自動車等連絡書の交付を受けて下さい。
4)登録に必要な書類については、あらかじめ登録担当あてに確認して下さい。
5)住所及び氏名又は名称に変更があった場合、輸送担当あてに届出し、新たに証明書の交付を受けて下さい。
6)愛知県内において事業(営業所を含む)を廃止した場合は、本証明書原本を輸送担当に返納し作成済みの写しは処分して下さい

※支局確認印



担当者印がないものは無効